

青森県保育教諭確保のための資格取得等支援事業実施要綱

第1 目的

幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材を確保することによる子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を目的とし、保育士資格取得を支援することとし、実施に当たっては、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 実施主体

事業の実施主体は、県とする。

第3 事業の内容

事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事業名	事業内容	対象者等
(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業	右記施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者の代替雇上費の補助を行う。	認可外保育施設
(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・右記施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を有していない者が、保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。 ・幼稚園教諭免許状を取得するために受講する保育士資格所持者の代替雇上費の補助を行う。 	認定こども園等
(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を有していない者が特例制度等により保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。	幼稚園教諭免許状を有し保育士資格を有していない者
(4) 保育所等保育士資格取得支援事業	右記施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。	保育所、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院、児童養護施設
(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・右記施設に勤務している保育士資格を有する者であって、幼稚園教諭免許状を有していない者が、幼稚園教諭免許状特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等の補助を行う。 ・保育士資格を取得するために幼稚園教諭免許状所有者の代替雇上費の補助を行う。 	認定こども園等

注1 「対象者等」欄について、公立施設及び公立施設に勤務する者、並びに中核市所在の施設及び中核市在住の者を除く。

注2「保育士資格特例制度」…「保育士試験の実施について（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③により保育士資格を取得する制度。
注3「教諭免許状特例制度」…教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度。

第4 経費の補助

県は、第3に定める事業の対象経費に要した費用について、知事が別に定めるところにより予算の範囲内で補助する。

第5 事業の対象外

保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業の貸付け等を受けている場合は、本事業の対象とはしない。

第6 事業実施計画書

補助を受けようとする者は、第3の事業内容の受講開始日の属する年度中に、保育士資格取得支援事業実施計画書（別紙）を県に提出すること。

県は、提出された実施計画書の内容を確認し、本事業の対象の可否を提出した者に通知する。

第7 事業完了報告書

補助を受けようとする者は、保育士証の交付又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、県補助金交付要綱に定める様式により、保育士資格取得支援事業完了報告書を県に提出すること。

第8 その他

この要綱に定めのない事項で必要が生じた場合は、別に定める。

第9 事業の適用

この要綱は平成27年度以降の事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別紙)

保育教諭資格取得支援事業実施計画書

青森県知事

殿

令和 年 月 日

対象施設の長又は
幼稚園教諭免許状所持者

①対象となる事業			
②施設名（注1）			
③施設住所（中核市を除く）	〒 ー)	電話 (ー)	
④受講者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)
⑤受講者住所（中核市を除く）	〒 ー)	電話 (ー)	
⑥養成施設名			
⑦受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日(入学日又は受講許可を得た日のいずれか早い日))		
⑧保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑨受講に要する費用	入学金 円、受講料 円、合計 円		
⑩保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
⑪代替保育士の氏名（注2）	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)
(備考)			

(注1) 認定子ども園への移行を予定している施設の場合

移行予定時期がわかる資料（保護者会資料、理事会資料等）を添付してください。

(注2) 代替保育士を雇い上げる場合

ア 「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の受講者の代替保育士の場合は、その実施計画書の写しを当該計画書に添付してください。なお、この場合上記①～⑩は記載不要です。

イ 事業計画書の提出時まで「⑪代替保育士」の氏名・生年月日の記入ができない場合は、「未定」と記載のうえ、備考欄に代替保育士の確保策を具体的に記入してください。

ウ 備考欄に、代替保育士の「雇上期間」及び「雇上日数」の見込みを記載してください。